

千葉県地域ぐるみ福祉振興基金 市民福祉活動団体助成事業募集要項

応募期間

平成29年5月15日（月）～平成29年6月16日（金）必着

1 助成金の趣旨・目的

千葉県地域ぐるみ福祉振興基金では、民間の自主的な福祉活動を支援し、より広範な地域福祉活動の基盤を整えるため、ボランティア団体、NPO等が行う市民福祉活動に助成を行っています。

2 助成対象団体

- (1) 市民が主体となって、継続的、自発的に高齢者や障害者・児童への支援等の福祉活動を行っている、営利を目的としない団体（ボランティア団体、NPOなど。なお、法人格の有無は問いません。）。
ただし、宗教活動、政治活動、選挙活動を目的とする団体、政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体、又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体は除きます。
- (2) 団体の事務を行う場所を県内に有すること。
- (3) 定款又は規約等を有し、責任者が明確であり、団体として独立した経理を行っていること。
- (4) 昨年度当基金の助成を受けている団体は除きます。

3 対象となる事業

県民の福祉意識の高揚及び地域福祉の振興に寄与する事業等

(例示)

- ① 高齢者・障害者・児童等の福祉の向上に寄与することを目的とした普及・啓発用印刷物を作成・発行する事業
- ② 県民の福祉意識の向上及び高齢者・障害者・児童等の知識習得などのための講演会・講習会・スポーツ教室等を開催する事業
- ③ 食事会・交流会等高齢者、障害者・児童等の社会参加・自立への機運を高める事業
- ④ 高齢者・障害者・児童等の日常生活支援（見守り・配食サービス等）
- ⑤ 活動の規模拡大・老朽化等に伴う備品・機器の購入・買い換え

※（本申請と同じ事業に対し、県・市町村・社協・共同募金などの補助金、助成金その他公的な助成を受けている（予定を含む）場合は対象としません。）

4 助成の基準

- (1) 対象経費
県民の福祉意識の高揚及び地域福祉活動の振興に寄与する事業等を行うのに要する費用（会議費、印刷製本費、旅費交通費、通信費、諸謝金等事業に直接必要な経費）
ただし、職員等の人件費、光熱水費、家賃などの間接経費や施設など建物の改修・修繕に要する経費及び団体の会員のみを対象とした事業に要する経費等は対象外とします。
- (2) 助成額等
10万円以内、平成29年度は10団体を予定
(予算額との調整で減額等する場合があります。)

5 応募期間と応募方法

(1) 応募期間

平成29年5月15日(月)～平成29年6月16日(金) 必着

(2) 応募について

① 応募用紙

千葉県社会福祉協議会、県民活動情報オフィス(千葉県庁本庁舎2階)等で配布します。

また、千葉県社会福祉協議会ホームページからダウンロードできます。

② 応募方法

下記の書類を持参又は、郵送してください。(ファックス、Eメールは受理しません。)

また、提出いただいた書類や団体資料等はお返ししませんので、必ずコピーを取っておいてください。

- | | |
|-----------------------|-------------|
| ・ 交付申請書 | (別記第1-2号様式) |
| ・ 団体概要(パンフレット・会報等) | (別紙3) |
| ・ 事業計画書 | (別紙4) |
| ・ 定款・寄付行為又は規約及び役員名簿 | (任意様式) |
| ・ 団体全体の直近の事業報告書・収支決算書 | (任意様式) |
| ・ 団体全体の29年度の予算書 | |
| ・ その他、事業の参考となる資料 | |

③ 提出先：千葉県社会福祉協議会総務部

6 審査方法

助成金は、下記審査基準等を総合的に勘案して選考します。

なお、選考は事務局による書類審査を行い、学識経験者等で構成する「助成事業運営委員会」の審査を経た上で、助成団体・金額の決定を行い、各申請団体あてに結果を通知します。

【審査基準】

- (1) 県民の福祉意識の高揚・地域福祉活動の振興に寄与する事業か。
- (2) 先進的・独創的な事業か。
- (3) 地域の福祉ニーズを捉えているか。
- (4) 団体及び事業に発展性、継続性があるか。
- (5) 財務状況、他からの支援状況、過去の助成状況はどうか。

7 活動・事業報告書の提出

助成金の交付決定を受けた者は、当該年度の終了後1か月以内に次の書類を提出しなければなりません。

- | |
|----------------------------|
| ・ 事業実績報告書(別記第4-2号様式) |
| ・ 事業実績書(別紙12) |
| ・ 収入支出決算(見込)書抄本(任意様式) |
| ・ その他事業実績の参考となる資料(成果品、写真等) |

なお、収入支出決算書については内容を確認させていただく場合がありますので、あらかじめ領収書若しくは帳簿にて整理しておいてください。

※助成金に残額が生じた場合等は、返還していただくこととなりますのでご了承ください。

8 スケジュール

- ・千葉県社協HP掲載・応募用紙配布 5月 8日～
- ・申請期間 5月15日～6月16日
- ・選考（助成金運営委員会開催） 7月中旬
- ・助成金交付決定 8月上旬
- ・概算払い請求書提出
- ・助成金交付
- ・事業の実施 ～30年3月31日まで
- ・助成金事業実績報告書提出

9 その他

申請にあたって相談やご質問等がありましたら、千葉県社会福祉協議会総務部までおたずねください。

10 問い合わせ先・申請相談受付

千葉県社会福祉協議会総務部（千葉県社会福祉センター2階）

〒260-8508 千葉市中央区千葉港4-3

電話 043-245-1101 / FAX 043-244-5201

URL <http://www.chibakenshakyō.com>